

◇職制改正に伴う関係規則の整備に関する規則

- 1 職制改正に伴い、大阪市事業所事務分掌規則ほか2規則の一部を改正することにしました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課、総務局人事部給与課、中央卸売市場総務担当)